

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての意見に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	意見	回答
1	2	第1	5	(2)			維持管理業務の分担	ストックマネジメント計画策定業務について、内容・範囲（工種を含む）・実施時期・回数等を要求水準書（案）にて明示いただくことを要望します。	要求水準書（案）において示します。
2	2	第1	5	(2)			維持管理業務及び業務分担	本事業の対象施設について、貴市にて既に実施されているストックマネジメント計画があれば早期のご開示を要望します。	要求水準書（案）の別添として概要版を公表予定です。
3	2	第1	5	(2)			維持管理業務及び業務分担	ストックマネジメント業務は、既存設備も含まれますが、ストックマネジメント業務が実施可能な資料のご提示を要望します。	公告時にストックマネジメント計画の概要版、契約後はストックマネジメント計画を貸与しますので、ご確認ください。
4	2	第1	5				業務内容	「詳細は、入札公告時の要求水準書（案）において示す。」とありますが、通常は実施方針（案）公表時に要求水準書（案）も公表されるものと存じます。過去及び直近の貴市ご発注の類似案件（事業）においても同様かと存じます。本事業における貴市の思想を踏まえ各種検討が必要となるため、早期に要求水準書（案）をご提示いただくことを要望します。	ご意見として承ります。
5	2	第1	5				業務内容	本事業への参画検討にあたり、要求水準書（案）、貴市各種検討資料、積算用資料等のご提示を早期にお願い致します。	ご意見として承ります。
6	3	第1	7				維持管理期間	設計・建設期間の工期短縮は評価として認めていただきたい。維持管理期間の短縮が認められないと、維持管理期間が長くなり、修繕費を増額する必要が生じ、事業期間全体の費用の評価が難しくなるのではないのでしょうか。維持管理期間については実施方針（案）の通りとして頂きたい。	工期短縮を評価するかは、落札者決定基準において示します。 なお、工期短縮提案をした場合においても、維持管理期間は実施方針（案）の通りとします。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての意見に対する回答

No.	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	意見	回答
7	3	第1	8	(2)				維持管理業務の支払回数を「各年度に1回」ではなく、毎月払いを希望します。	入札公告時に示します。	
8	5	第2	2					選定の手順及びスケジュール	ご記載の選定の手順及びスケジュールからは、要求水準に対する質問・意見の機会が無いと読み取れます。要求水準書（案）の段階で、入札参加者から質問・意見をさせていただける機会のご提供を要望します。	ご意見として承ります。
9	5	第2	2					選定の手順及びスケジュール	「入札説明書等に関する質問回答（参加資格に関するもののみ）」から「参加表明書及び資格確認申請書の提出」まで約3週間となっておりますが、この期間で参加グループの組成を行うのは各社役割分担も含め非常に困難と考えます。スケジュールの見直しを要望します。	ご意見として承ります。
10	5	第2	2					選定の手順及びスケジュール	「参加表明書及び資格確認申請書の提出」から「技術提案書、見積書の提出」まで約1ヶ月となっておりますが、この期間で技術提案書・見積書を提出することは極めて困難と考えます。 貴市にて平成27年7月に公告された「魚崎ポンプ場改築更新事業（第1期）」の入札説明書では、見積書の提出は再技術提案書の提出時となっております。見積書の提出については、再技術提案書提出時としていただけますようスケジュールの見直しを要望します。	ご意見として承ります。
11	5	第2	2					選定の手順及びスケジュール	参加資格以外の入札説明等の質問回答前に参加表明書及び資格確認申請書の締切となるため、質問回答を参加表明締切前にしていただくことを要望します。	ご意見として承ります。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての意見に対する回答

No.	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	意見	回答
12	5	第2	2					選定の手順及びスケジュール	入札公告時に要求水準書が示されるとしても、そこから3か月弱で技術提案書・見積書の提出は困難です。とくに、見積書については、再技術提案書の提出時でよいと考えますのでスケジュールの見直しをお願い致します。	ご意見として承ります。
13	5	第2	2					スケジュール	見積書と技術提案書を同時期に提出するスケジュールとなっておりますが、平成27年に公告された魚崎ポンプ場改築更新事業(第1期)の入札では、再技術提案書提出時に提出することとなっております。 見積期間確保の為、見積書提出期間を魚崎ポンプ場同様に再技術提案書提出時としていただきたいと思います。	ご意見として承ります。
14	8	第2	2					各種契約時期	落札者決定から各協定・契約締結までの期間が短いと思慮いたします。十分に協議させていただくため、期間の延長を希望します。	ご意見として承ります。
15	9	第3	2	(7)				資本関係	「～代表者以外の構成員である場合の入札を除く」とありますが、国交省からの通達にもありますように、公正な入札の執行等の観点から、構成員としておこなった入札も無効とすべきと考えます。	質問に対する回答のNo43をご参照ください。
16	11	第3	3	(1)	ウ	(ア)	a	一級建築士の配置	一級建築士の資格を求められていますが、対象は建築を行う参加者についての要求と解釈して良いですか。 当社の業種は「電気」ですが一級建築士の資格は不要と考えますし、有資格者は不在ですので要件から除外していただきたくご検討お願いします。	質問に対する回答のNo54をご参照ください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての意見に対する回答

No.	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	意見	回答
17	11	第3	3	(1)	ウ	(ア)	b	技術士の配置	技術士の配置について、技術士(上下水道部門)の資格を求められていますが、平成27年に公告された魚崎ポンプ場改築更新事業(第1期)同様、「上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか」という条件に緩和頂きたいと考えます。	質問に対する回答のNo54をご参照ください。
18	11	第3	3	(1)	ウ	(ア)	b	設計業務の実施を担う者の要件	技術士の制約について、「技術士(上下水道部門)」とありますが、「建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか」というように制約の緩和をご検討願います。	質問に対する回答のNo54をご参照ください。
19	11	第3	3	(1)	ウ	(ア)	c	設計業務に関する技術者配置	管理技術者、主任技術者、照査技術者の専任性についての記載が無く、本件に専任である必要はないと考えますが問題ないでしょうか。資格保有者数が少数であり、本事業専任となると他業務への影響も懸念されることから他事業との兼務可としていただきたいと思います。	質問に対する回答のNo56をご参照ください。
20	11	第3	3	(1)	ウ	(ア)	d	設計業務の実施を担う者の要件	当該要件を満たすことのできる企業は限られると考えます。コンソーシアムの組成に自由度を持たせること、入札参加者を広く募るという観点より、当該要件(dの実績要件)は削除いただくことを要望します。	質問に対する回答のNo54をご参照ください。
21	11	第3	3	(1)	ウ	(ア)	d	設計業務の実施を担う者の要件	設計業務の実施にあたり業務実績を問われますと、入札参加が困難となります。本実績要件については、削除いただけないでしょうか。	質問に対する回答のNo54をご参照ください。
22	15	第5	3					S P C の設立	S P C の設立には、費用、業務が必要となるため、共同企業体での運用を希望します。	実施方針（案）のとおりです。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての意見に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	意見	回答
23	16	第5	6				維持管理業務委託契約の締結	維持管理業務委託契約は維持管理開始前までに締結しておけばよいかと考えます。	ご意見として承ります。
24	16	第6	1				著作権	著作権について、審査結果の公表において必要な場合には、本市は必要な範囲において公表等を行うことができる」とありますが、事前に公表内について、入札参加者に提示、合意を得て頂きますようご配慮下さい。	技術提案内容を公表する場合には、事前に通知し、必要に応じて協議を行います。
25	別紙2-1						追加資料	施設概要の記載がございますが、より良い技術提案が実現できるよう、基本設計時点における以下資料をご提供願います。 ①単線接続図 ②監視システム構成図 ③計装フローシート ④機器配置図	一部資料については、要求水準書（案）の別添として公表予定です。
26	別紙2-1						追加資料	施設概要だけでは詳細事項を把握することが困難な為、本事業判定を示す機器レベルを網羅したリストを開示いただきたいと思います。	一部資料については、要求水準書（案）の別添として公表予定です。
27	別紙2-2	1, 2					施工箇所 (第2期計画：令和7年度～令和10年度)	土木工事のなかで1系側から2系側へ敷設する流入管は、敷地内および公道を埋設する計画であることが読み取れますが、入札をするうえでは埋設物の詳細が分かる資料（図面）、流入管に関する計画設計資料（図面）などが必要となりますので、要求水準書（案）とあわせて早期に明示願います。	要求水準書（案）の別添として公表予定です。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての意見に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	意見	回答
28	別紙2-2	2					別紙2-2 第2期流入管	本流入管は、敷地内および公道を埋設するものと思われませんが、入札に際し事業者で見積計画する上で必要となる下記資料を入札公告時までにご提示願います。 ・敷地内及び公道の埋設物の寸法、レベルが分かる図面 ・道路構造物の図面 ・本流入管の計画図(案) ・その他見積設計（積算）に必要な資料	一部資料については、要求水準書（案）の別添として公表予定です。
29	別紙3	No. 6, 8					別紙3 共通:制度関係:法 制度、税制度	法制度、税制度の変更に係るリスクは貴市としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
30	別紙3	No. 7, 8					税制度変更のリスク負担 (修正案) 「消費税及び、本業務に直接関係する税制度の新設や変更に関わるもの」→本市（神戸市） 「法人税率の変更等、上記以外の税制度の新設や変更に関するもの」→事業者	消費税に限定せず、本業務に直接影響する税制度変更によるリスクは、本市（神戸市）で負担されることを希望します。	ご意見として承ります。
31	別紙3	No. 10					住民対応のリスク負担	リスク分担を明確にするために、「事業者が行う業務（設計、施工、維持管理等）に“起因する”住民反対運動・訴訟・要望等」への修正を希望します。	リスク分担表のNo10における「事業者が行う業務…（略）…に関する…（略）」の記載は、「事業者が行う業務…（略）…に起因する…（略）」と読み替えてください。
32	別紙3	No. 14					別紙3 共通:社会:第三者 賠償	事業者の責に帰すべき事由以外は、貴市負担としていただくよう希望します。	質問に対する回答No90をご参照ください。
33	別紙3	No. 21					別紙3 共通:物価変動	価格改定条項の協議では、事業者の希望する指標の採用を配慮いただけるよう希望します。	ご意見として承ります。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての意見に対する回答

No.	頁	対応箇所						質問項目 (タイトル)	意見	回答
34	別紙3	No. 25						別紙3 共通: 想定外の損害	事業者の管理業務の過失により発生した場合以外は貴市負担としていただけるよう希望します。	ご意見として承ります。 併せて質問に対する回答No94をご参照ください。
35	別紙3	No. 25	(注3)					想定外の損害	市あるいは事業者のどちらにも責がない場合を想定し、「事業者の管理業務の過失により発生した場合は事業者の責とする」を「事業者の管理業務の過失によらず発生した場合は本市（神戸市）が負担する」への変更を希望します。 ※事業者への委託を実施していない場合でも発生したと判断される損害や、事業者ではその発生を抑止することが不可能と判断される損害。	不可抗力に対する事業者の一部負担の考え方は、原則として公共工事標準請負契約約款に準拠しています。詳細は入札公告時に示します。
36	別紙3	No. 26	(注4)					不可抗力	下水道事業者が加入できる「下水道賠償責任保険」で対応できる範囲は本市（神戸市）で負担することが望ましいと考えます。	ご意見として承ります。
37	別紙3	No. 27, 28						別紙3 共通: 施設・設備損傷: 設計、施工段階	事業者に帰責のない場合は、貴市負担としていただくよう希望します。	質問に対する回答No95をご参照ください。
38	別紙3	No. 29～31						別紙3 共通: 施設・設備損傷: 維持管理段階	事業者に帰責のない場合は、貴市負担としていただくよう希望します。	質問に対する回答No95をご参照ください。
39	別紙3	No. 33						見学者事故	「3頁 8 事業者への支払い (2)維持管理業務」にて「(前略) その他既存施設は定期修繕及び突発的な修繕業務は含まない」とありますので、既存施設とそれ以外は区別した記述を希望します。 (修正案) 「既存施設において本市（神戸市）の安全管理が不十分であったと認められる場合」→本市（神戸市） 「上記を除く、見学者対応時の事故」→事業者	質問に対する回答No98をご参照ください。

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の実施方針（案）についての意見に対する回答

No.	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	意見	回答
40	別紙3	No. 43～ 49					別紙3 調査・設計:用地	地盤関連のリスクは、事業費用に大きく影響することから、貴市が提示する資料等は、貴市が持つすべての情報の開示を要望します。	ご意見として承ります。
41	別紙3	No. 65					別紙3 維持管理：流入水量変動	「想定を逸脱する水準」が不明瞭にならないよう、要求水準書で具体的な数値または割合をご提示願います。	要求水準書では既往最大の流入水量を提示する予定です。なお、想定を逸脱する水準かの判断は、本市との協議によるものとします。
42	別紙3	No. 66					別紙3 維持管理：流入水量変動	「想定を逸脱する水準」が不明瞭にならないよう、要求水準書で具体的な数値または割合をご提示願います。	リスク分担表No66への意見として回答します。 要求水準書では計画流入水質及び過去の実績値を提示する予定です。なお、想定を逸脱する水準かの判断は、本市との協議によるものとします。